

特別養子制度の見直しに当たっての検討課題（二読）について

磯谷 文明

お世話になっております。

さて、9月4日開催予定の部会には出席できませんので、誠に不十分ではありますが、書面にいくつか意見を申し上げます。

第1 養子となる者の年齢要件の見直し

特別養子縁組の制度趣旨について整理をしていただき、ありがとうございます。とても重要なところで、改めて検討することができました。

制度趣旨としてアからエの項目で整理をしてくださっていますが、個人的にはアを維持しつつ、「実親子間と同様の実質的親子関係」をやや広く解するべきではないかと考えます。その根拠としては、第一に、特別養子縁組の制度趣旨を抜本的に見直すのであれば、普通養子縁組との棲み分け（あるいは統合）を考えることが不可欠だと思いますところ、今回は時間的にそこまで難しいと思われるからです。

第二に、特別養子制度をスタートさせた時点でどのくらい意識があったかわかりませんが、現状では真実告知が推奨され、少なくとも当事者間では実親子ではないことの確認がなされることが通例となっていること、一部だとは思いますが、民間のあつせん機関においても特別養子縁組後の実親子の交流を許容する動きが出ており、このことは海外の趨勢とも合致すること、家族関係そのものが多様化し、「実親子」のモデルそのものも揺れ動いていると思われることなどを考慮しますと、「実親子間と同様の実質的親子関係」と言いましても、従来よりは広めに捉えることが適当ではないかと考えるからです。

そのうえで、6歳を維持するか、もう少し上げるのか、上げるとしてどの程度上げるのかを検討するべきではないかと思えます。

その際、発達心理学等の知見も踏まえる必要がありますが、個人的には、①実親は別にいることを認識しつつ、養親を唯一ないしそれに近い愛着対象として育つことができるのは、概ねどのくらいの年齢か、②思春期に近くなってから初めて「養親」と出会って養子縁組されることが、子どもの育ちにどのような影響を与えるのか（例えば、養親と実親との間で混乱しないか。逆に、実親が不在ないし完全に意思能力がないような場合には、別異に考えるべきか）、といったことに関心を持ちます。

エについては、あり得ない制度ではないと思いますが、この趣旨を強調すると、逆に、幼い子どもの特別養子縁組は認められにくくなるようにも思われ（法的な親子関係を認めるだけの「実績」がないという理由で）、慎重に考えるべきだと思います。

第2 審判手続の見直し

この論点につきましても、①利害関係参加案、②前回部会資料案、③要保護性要件廃止案、④二段階手続案に整理していただきまして、ありがとうございました。

いずれも現行制度よりは改善するものと思いますが、7頁～8頁にまとめてくださった問題点を解消するには、やはり③か④が望ましいものと思われ、それらの課題をいかに解消または軽減できるかを検討すべきではないかと思います。

15頁の「具体的な規律のイメージ」において、第一段階が認められた場合には、少なくとも2年経過するまでの間、実親の親権は制限され、職務代行者を選任するようにしてはどうかと思います（児童相談所が養子縁組里親に委託している場合は、職務代行者の選任は任意。児童福祉法47条2項）。

「2年」という猶予期間については、やや長すぎるように思います。実親の同意不要が明確になってから受託したとしても、民法817条の8の時間感覚によりますと、せいぜい1年程度ではないかと思います。一方、その期間内に特別養子縁組が成立しなければならぬとすると、養親候補者の都合で申立てがぎりぎりになると、家庭裁判所も大変ではないかと思いますので、期間内に申立てをすることを要するとしてはどうかと思いました。

いずれにしても、③と④の具体的な制度の姿については、私自身、まだ考えがまとまらないところですので、委員の先生方のご議論を拝見し、さらに検討させていただきたいと思います。

第3 同意の撤回制限

裁判上の同意の撤回を制限するために一定の期間を要するかどうかについては、個人的には不要と思いますが、それほどこだわるところではありません。ただ、合意に相当する審判や調停に代わる審判などの異議申立期間を参考にいたしますと、2週間程度で十分ではないかと思います。